

議案第15号

平成29年度基山町一般会計補正予算（第2号）

平成29年度基山町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ289,675千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,735,019千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年6月6日提出

基山町長 松田 一也

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
13 国庫支出金		571,877	118,022	689,899
	2 国庫補助金	138,597	118,022	256,619
14 県支出金		460,246	△1,913	458,333
	2 県補助金	195,159	△1,913	193,246
15 財産収入		2,725	6,131	8,856
	1 財産運用収入	2,335	6,090	8,425
	2 財産売却収入	390	41	431
17 繰入金		748,302	157,700	906,002
	1 基金繰入金	748,300	157,700	906,000
19 諸収入		92,223	11,835	104,058
	3 貸付金元利収入	31,470	1,718	33,188
	5 雑入	29,028	10,117	39,145
20 町債		384,786	△2,100	382,686
	1 町債	384,786	△2,100	382,686
歳 入 合 計		6,445,344	289,675	6,735,019

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		103,438	2,747	106,185
	1 議会費	103,438	2,747	106,185
2 総務費		1,439,414	26,719	1,466,133
	1 総務管理費	1,265,576	24,745	1,290,321
	2 徴税費	112,991	652	113,643
	3 戸籍住民基本台帳費	58,786	1,320	60,106
	5 統計調査費	803	2	805
3 民生費		2,055,511	26,099	2,081,610
	1 社会福祉費	1,198,410	10,572	1,208,982
	2 児童福祉費	857,099	15,527	872,626
4 衛生費		622,095	15,890	637,985
	1 保健衛生費	171,271	15,890	187,161
5 労働費		5,060	1,718	6,778
	1 労働諸費	5,060	1,718	6,778
6 農林水産業費		196,670	7,936	204,606
	1 農業費	185,504	7,930	193,434
	2 林業費	11,166	6	11,172
7 商工費		86,064	908	86,972
	1 商工費	86,064	908	86,972
8 土木費		498,325	68,935	567,260
	1 土木管理費	21,311	663	21,974
	2 道路橋梁費	247,021	21,359	268,380
	3 都市計画費	48,985	51,683	100,668
	5 住宅費	37,048	△4,770	32,278
9 消防費		253,760	△707	253,053
	1 消防費	253,760	△707	253,053

第 2 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地方創生基盤整備事業債	(千円) 29,600	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園整備事業債	(千円) 10,100	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	(千円) 33,300	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
地方道路等整備事業債	(千円) 34,100	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	(千円) 34,400	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
公営住宅建設事業債	(千円) 7,300	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	(千円) 8,200	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。

(廃止)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備 考
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
一般補助施設整備等事業債	(千円) 22,100	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	(千円) —	—	—	—	一般補助施設整備等事業債から地方創生基盤整備事業債に組替え
社会福祉施設整備事業債	(千円) 34,000	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	(千円) —	—	—	—	充当財源を町債(社会福祉施設整備事業債)から基金繰入金(ふるさと応援寄附基金繰入金)に変更